

# 平成29年度愛媛県少年補導職員採用候補者試験案内

平成 29 年 7 月 11 日

愛 媛 県 人 事 委 員 会

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 電話 (089) 912-2826  
愛媛県職員採用情報ホームページ <http://www.pref.ehime.jp/employment/>

◆第1次試験日 平成29年9月24日(日)

◆受付期間 8月17日(木)午前8時30分～9月4日(月)午後5時15分

◆試験会場 愛媛県庁

受験申込みは、インターネットによる申込みとし、愛媛県職員採用情報ホームページの「愛媛県採用試験受験申込システム」から受け付けます。



愛媛県イメージアップキャラクター  
みきやん

## 1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

| 試験区分   | 採用予定人員 | 職務内容   |
|--------|--------|--|
| 少年補導職員 | 1人程度   | 警察本部又は警察署に勤務し、少年補導、保護活動、支援活動、広報活動等の業務に従事します。 |

## 2 受験資格

- (1) 次のいずれかに該当する者
    - ア 昭和57年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者
    - イ 平成8年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)若しくはこれと同等と人事委員会が認めるもの(以下「大学等」という。)を卒業した者又は大学等を平成30年3月末日までに卒業する見込みの者
  - (2) 日本の国籍を有する者
  - (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者
  - (4) 次のいずれかに該当する者
    - ア 教員免許を有する者又は平成30年3月末日までにこの免許を取得する見込みの者
    - イ 学校教育法による大学(短期大学を含む。)又はこれと同等と人事委員会が認めるものにおいて、児童心理学、発達心理学、教育心理学、青年心理学、臨床心理学その他の心理学を修学した者又はこれらを平成30年3月末日までに修学する見込みの者
- ※ 同一日に愛媛県人事委員会が試験を実施する他の職員採用候補者試験と重複して申し込むことはできません。

### 3 試験の日時、試験会場及び合格発表

| 区分    | 日時   | 試験会場                                 | 合格発表                                 |
|-------|--|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 第1次試験 | <p>平成29年9月24日(日曜日)<br/>午前9時15分から午後0時30分まで</p> <p>〔受付時間<br/>午前8時15時～午前9時<br/>遅刻した場合は受験できません。〕</p> | <p>愛媛県庁<br/>〔松山市一番町<br/>四丁目4番地2〕</p> | <p>10月中旬</p> <p>第1次試験当日にお知らせします。</p> |
| 第2次試験 | 10月下旬に松山市内で実施予定です。詳細は、第1次試験合格者に通知します。  |                                      | 11月中旬                                |

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）にも掲載します。

### 4 試験の方法等

(1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

| 区分    | 試験・検査種目 | 配点   | 試験の内容  |
|-------|---------|------|--|
| 第1次試験 | 教養試験    | 50点  | 大学卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間30分） |
| 第2次試験 | 口述試験    | 168点 | 人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。                        |
|       | 作文試験    | 32点  | 識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題1題、解答時間1時間）           |
|       | 適性検査    | —    | 職務遂行に必要な適性について、検査を行います。                            |

(2) 第1次試験合格者は、教養試験の得点の高い順に決定します。ただし、一定の基準に達しない場合は、得点にかかわらず不合格となります。

(3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験種目、検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、総合得点にかかわらず不合格となります。

(4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、ホームページに掲載しています。また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

## 5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験申込システム」（以下「システム」という。）にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

なお、受付期間は次のとおりです。

**平成29年8月17日（木）午前8時30分から9月4日（月）午後5時15分まで**

※ 原則、郵送や持参による申込みは受け付けできませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合は、8月28日（月）までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください。（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。）
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問い合わせは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます。（必ず電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。）
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合があるほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

## 6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。9月15日（金）までに電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

## 7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県少年補導職員採用候補者として、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。  
この名簿は、原則として、平成30年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。
- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（警察本部長）が選考を行い、決定します。  
したがって、**名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。**
- (3) 採用者は、愛媛県警察本部において、少年補導職員として必要な教養を受け、警察本部又は警察署に配置されます。

## 8 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、行政職給料表1級27号給（現行給料月額182,290円）が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

## 9 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる顔写真付きの書類（学生証、運転免許証等）を持参の上、**午前8時30分（合格発表当日は、合格発表後）から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください。**（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。）

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

| 開示請求できる人  | 開示内容   | 開示期間             | 開示場所        |
|-----------|--|------------------|-------------|
| 第1次試験不合格者 | 第1次試験の得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない場合は、その旨）  | 第1次試験合格発表の日から1月間 | 愛媛県人事委員会事務局 |
| 第2次試験受検者  | 第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある場合は、総合順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名） | 第2次試験合格発表の日から1月間 |             |